

三佐地区公共下水道整備事業（第3エリア）

要 求 水 準 書

令和8年7月

大分市上下水道局

目 次

1.	総則.....	1
(1)	要求水準書の位置づけ	1
(2)	用語の定義.....	1
2.	一般事項.....	3
(1)	対象施設.....	3
(2)	業務の概要.....	4
(3)	事業期間.....	4
3.	本業務に関する要求水準.....	5
(1)	要求水準における基本的な考え方	5
(2)	基本的事項に関する要件.....	5
(3)	性能に関する要件.....	6
(4)	その他調査事項.....	8
4.	基本条件.....	9
(1)	関係法令及び基準・仕様等.....	9
(2)	一般事項.....	13
(3)	契約不適合責任.....	29
	別図 1 三佐地区区割施設平面図.....	32

1. 総則

(1) 要求水準書の位置づけ

三佐地区公共下水道整備事業（第3エリア）要求水準書(以下「要求水準書」という。)は、本事業の業務を遂行するにあたり、大分市上下水道局が、事業者に求める業務の水準(以下「要求水準」という。)を示すものであり、設計、施工監理、工事に要求される基本的事項、性能、仕様の要件ならびに事業者が行う提案の前提条件を示したものである。応募者は要求水準の範囲内において、本事業に関して自由に提案を行うことができるものとし、局は事業者を審査する条件として、要求水準書を用いる。

また、事業者は、事業期間にわたって要求水準を満たさなければならないものとし、局による事業実施状況のモニタリングで要求水準を満たしていないことが確認された場合は、別に定める設計業務等委託契約書、施工監理業務委託契約書、建設工事請負契約書に基づき、対価の減額又は契約解除の措置がなされる。

なお、要求水準書は本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な業務については、要求水準書に明記されていない事項であっても、事業者の責任において施工及び遂行すること。

(2) 用語の定義

要求水準書で用いる用語を以下のとおり定義する。

ア 「事業者」とは、本事業の受託者をいう。

イ 「局」とは、大分市上下水道局をいう。

ウ 「応募者」とは、建設企業及び設計企業をいう。

エ 「提案書」とは、応募者が見積り時に提出した提案書をいう。

オ 「設計企業」とは、設計及び施工監理を行う企業をいう。

カ 「建設企業」とは、工事を行う企業をいう。

キ 「本事業」とは、三佐地区公共下水道整備事業（第3エリア）をいう。

ク 「年度」とは、4月1日から始まり、翌年の3月31日に終了する1年をいう。

ケ 「法令」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他の公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。

コ 「基本設計」とは、見積書算定のための設計をいう。

サ 「詳細設計」とは、基本設計を基に見積書提出後に行う施工対象の設計をいう。

シ 「遵守」とは、記載された法制度等に従うことをいう。

ス 「準拠」とは、記載された基準等に原則従うことをいう。

セ 「確認」とは、応募者より提出された資料により、要求水準書や提案書などに適合しているかどうかを局が確かめることをいう。なお、確認ができない場合は、局は、資料の修正若しくは、追加資料の提出を求めることができる。

ソ 「承諾」とは、書面で申し出た必要な事項について、局が書面により同意すること

をいう。なお、承諾は事業者の責任による設計・施工監理及び工事をあくまでも局の観点から承諾するものであり、承諾によって事業者の責務が免責又は軽減されるものではない。また、事業者は局の同意なくして、次の工程に進むことができない。

タ 「指示」とは、行為について指図することをいう。事業者は局の指示に従わなければならない。

2. 一般事項

(1) 対象施設

表 2-1 対象施設概要

管渠 (m)				マンホール (基)	取付管・ 汚水柵数 (箇所)	試掘 (箇所)
項 目	開削	開削 (サービス管)	推進			
	φ 200	φ 200	φ 200			
設計	4, 117	801	801	105	214	2
施工監理・ 工事						

※表 2-1 が変更となる場合は設計変更の対象とする。

表 2-2 対象施設の設計条件

項 目	設 計 条 件
場 所	大分市三佐 6 丁目外
管 径 ・ 工 法 及 び 延 長	表 2-1 より
特 殊 構 造 物	特殊構造物 (無) : 耐震設計 (有)
報 告 書 作 成	有
設 計 協 議	中間打ち合せ 6 回
施 工 法 等 の 比 較 検 討	a) 管渠の推進工法 b) ①急曲性 ②土被り 1.5D 以下 ③近接構造物 (箇所) ④河川横断 (箇所)
耐 震 計 算	有 (応答変位法)
耐 震 設 計	レベル 1 及び 2 地震動
設 計 条 件 補 正	無
地 盤 条 件 補 正	無
工 区 数 補 正	開削 1 工区・推進 1 工区
地 質 調 査	局にて別途発注予定
試 掘 箇 所	2 箇所※

※試掘調査については、事業者の提案をもとに調査位置等を別途協議すること。

(2) 業務の概要

ア 業務範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設の設計・施工監理及び工事であり、その概要は表 2-3 のとおりである。また、対象範囲の路線詳細は貸与する図面等を参照すること。

表 2-3 事業者が行う業務範囲の概要

区 分	業 務	備 考
調査・設計	地質調査	別途発注予定である。 追加調査が必要な場合は局と協議の上、調査を行う。
	測量調査	設計施工に必要な部分の調査を行う。
	埋設物調査	
	試掘調査	設計施工に必要な部分の試掘調査を行う。
	詳細設計	対象施設の設計を行う。
	設計に伴う各種申請書類の作成	各種申請等の手続きに必要な書類作成を、局と協議の上、互いに協力して作成する。
施工監理	住民説明	公共ます設置位置の調査及び設置に伴う費用負担の説明を行い、ます設置依頼書の回収を行う。
	施工監理	表 2-1 に示す対象施設において、下水道工事の監理を行う。
工事	土木工事	対象施設の土木工事を行う。
	建設に伴う各種許可の申請	各種申請等の手続きに必要な書類作成を、局と協議の上、互いに協力して作成する。
	住民対応	沿線住民に事業概要・工事内容の説明を行い、理解と協力が得られるよう要望等を踏まえた工程調整を行う。

(3) 事業期間

本事業の事業期間は以下のとおりである。

基本協定締結日から令和 14 年（2032 年）3 月 31 日まで

ア 設計業務

契約締結日から令和 11 年（2029 年）3 月 31 日まで

イ 施工監理業務及び工事

契約締結日から令和 14 年（2032 年）3 月 31 日まで

（上記ア及びイはいずれも提案により短縮可能）

3. 本業務に関する要求水準

(1) 要求水準における基本的な考え方

本事業における要求水準の考え方は、以下のとおりとする。

基本的事項に関する要件は、それを規定した仕様に基づき、設計図書を作成するものとする。一方、性能に関する要件は、それを規定した仕様又は同等以上の水準の仕様を提案し設計を行い、設計図書を作成するものとし、原則、提案に基づく内容については、設計変更の対象とはしない。

(2) 基本的事項に関する要件

ア 一般事項

- ① 工事にあたっては、通行者の安全性及び利便性を十分確保するとともに、騒音、振動等による環境への悪影響を防止するため、工事期間や時間、施工方法(工事に必要な仮設設備の設置場所も含む)等について十分に局と協議の上、実施すること。
- ② 工事は、安全かつ周辺環境に与える影響を抑えた工法を採用すること。特に、土砂崩壊、騒音、振動等による建物、門、塀等の被害、井戸の枯渇等の補償事案が生じないように仮設、施工計画等において万全な対策を実施すること。
- ③ 管路施設の建設に際して、必要となる用地の造成、借地、進入路等の工事及び原形復旧等は、建設企業が実施すること。
- ④ 公害・事故防止、地震などに配慮した安全設計を行うこと。
- ⑤ 建設企業は、工事着手前に4(1)ウ 各許可申請・届出等の手続きを終了し、関係機関(消防、交通機関等)と連絡調整を図らなければならない。

イ 事前調査

- ① 事業者は、本工事を進めるうえで、必要に応じて土質調査を事前に実施し、測量調査、地下埋設物調査等については、事前調査を必ず実施すること。
- ② 事業者において、各種調査を実施する際には、4(1)関係法令及び基準・仕様等に示す関係法令、仕様書、基準等に準拠して実施すること。

ウ 管路施設等

- ① 排水すべき区域に対する計画汚水量に対し、必要流下能力を算定する場合の汚水管渠の余裕は、計画汚水量の100%以上の余裕率を見込んだうえで、最小管径で設定すること。
- ② 本管の自然流下方式の場合の最小管径は200mmとすること。
- ③ 管路施設設計にあたっては、4(1)関係法令及び基準・仕様等に示す関係法令、仕様書、基準等に準拠すること。
- ④ 管路施設は、下水道法施行令第5条の8を満足する構造とすること。
- ⑤ 管渠断面は「下水道施設計画・設計指針と解説前編」に定める管路計画に準ずること。
- ⑥ 管路施設設計にあたっては、土木構造設計体系を満足し、耐震設計は「下水道施設の耐震対策指針と解説」による管路施設に求められる耐震設計を満足する設計を

行うこと。

- ⑦ 二次製品の利用に際しては、日本下水道協会規格(公益社団法人日本下水道協会)または、建設技術審査証明(一般財団法人日本建設情報総合センター)を受けた資材を利用するものとし、いずれも適切な防食、防護等の劣化対策を講ずること。
- ⑧ 管路工事で使用する材料において、日本下水道協会規格と同等以上の品質を有する材料を使用する場合は、材料の試験成績書等および製造工場の認定証明書を提出すること。
工事用資機材の保管については、日本下水道協会の規定による保管方法とする。
- ⑨ 工事で使用するマンホール等ふたは、大分市のふた仕様書に基づく製品とする。
- ⑩ 工事で発生する建設発生土は、管路埋戻土として再利用し、不要となった発生土は工事間利用を基本とする。ただし、掘削後、発生土の利用が埋戻しに適さないと判断する場合は、局と協議するものとする。
- ⑪ 路面復旧(本復旧)は、道路管理者と協議のうえ、施工すること。
本復旧の施工時期は、原則、管路施設等(仮復旧含む)施工後、速やかに行うものとする。また、路面本復旧着手時までの維持管理は、建設企業が行うものとする。
- ⑫ 地下埋設物調査については、局が提示した資料に加え、設計企業が、追加に必要な資料収集(最新の確認等)及び現地調査を必ず行ったうえで設計を行い、極力、移設が発生しないよう設計を行うこと。現場状況及び経済的な施工等を勘案した結果、やむを得ず移設が生じる場合については、局と協議すること。
- ⑬ 土質調査については、局が提示する資料に加え、必要に応じて事業者が実施し、提案時と異なる場合は、局と協議すること。
- ⑭ 取付管の最小口径は 150mm とする

(3) 性能に関する要件

ア 管路施設等

- ① 三佐地区における計画汚水量は以下のとおりとする。

表 3-1 計画面積及び単位汚水量

地区名	ブロック名	計画面積 (ha)	単位汚水量 (m ³ /s/ha)	備考
三 佐 第 3 エリア	A	12.79	0.000279	
	B	6.93	0.000123	
	計	19.72	—	

- ② 管路施設は、3 (2) 基本的事項に示す流下機能を満足し、最終の流入点に接続し、関係機関との占用協議が整うことを前提に、提示した基本設計を変更することができる。

- ③ 管路施設の設計を行う際には、「下水道クイックプロジェクト(国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部下水道研究室)」に示された「広く普及させることが可能な整備手法」を十分活用し、地域特性を考慮した維持管理性に十分配慮したうえで、施工性、経済性に優れた計画とすること。
- ④ 管路の会合箇所、段差箇所、管径が変化する箇所には必ずマンホールを設置することとし、維持管理が可能であることを前提に、マンホール間隔は最大で 100m (管径 1000mm 以下の場合)とする。
- ⑤ 起点・中間マンホールに小型マンホールを使用する場合は、必ず、局と協議すること。
- ⑥ 管路の屈折点のみの場合は、維持管理が可能であることを前提に曲管を用いることができる。
- ⑦ 管路施設の占用位置は原則公道下とする。
- ⑧ マンホールの設置は、住居の出入り、車両の通行等に支障のないよう、十分配慮すること。
- ⑨ 管路施設施工に伴い既設構造物を除去、移転する際には、関係機関の承諾を得られる施工方法とすること。
- ⑩ 管路施設の基礎形式は、4 (1) 関係法令及び基準・仕様等に示す関係法令、仕様書、基準等を遵守することを前提に、原則自由とする。ただし、地盤の性状、残置物、支持層、基盤層を考慮した最適な工法を採用すること。
- ⑪ 管路施設築造に伴い多様な建設副産物が生じるため、産業廃棄物の処理方法については、詳細設計において、局の承諾を得ること。
- ⑫ 建設企業は、詳細設計図書について局の承諾を得た後、管路施設の施工を行うこと。
- ⑬ 管路施設の機能、能力は、全て事業者の責任により確保すること。
- ⑭ 建設企業は、建設工事中、その責任において安全に配慮し、危険防止対策を行うとともに、作業従事者への安全教育を実施し、労働災害の発生が無いように努めること。

管路の施工方法は、推進工法を採用する場合は、原則「下水道推進工法の指針と解説(日本下水道協会)」に準拠すること。

- ⑮ 管路を施工する際の仮設工については以下のとおりとする。
 - 1) 仮設計画については、4 (1) 関係法令及び基準・仕様等に示す関係法令、仕様書、基準等に準拠すること。
 - 2) 土留壁設置による立坑周辺施設、民地への影響について配慮し、影響を与えない計画とすること。また、必要に応じて(近接の度合いを考慮)変位の計測

等の措置を講ずること。

(4) その他調査事項

局が実施している事前の土質調査、地下埋設物調査に関する資料は、表 3-2 から表 3-3 に示す通りである。なお、本資料は基本設計における施設計画、路線計画を前提に行ったものであり、地質調査報告書等に表示される地層想定断面図は、参考資料として取り扱うこと。

表 3-2 既存土質調査

No	委託名称	委託年度	受託機関
1	大分市公共下水道三佐地区管渠面整備 PPP 導入可能性調査業務委託	平成 30 年	株式会社 NJS
2	公共下水道大在处理区 三佐 4275 号線汚水施設地質調査業務委託	令和 8 年度	株式会社 ジオ シス

表 3-3 既存地下埋設物調査

No	委託名称	委託年度	受託機関
1	大分市公共下水道三佐地区管渠面整備 PPP 導入可能性調査業務委託	平成 30 年	株式会社 NJS

4. 基本条件

(1) 関係法令及び基準・仕様等

本事業の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

ア 関係法令

- ・ 下水道法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 環境基本法
- ・ 河川法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 土壤汚染対策法
- ・ ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等新ガイドライン
- ・ 電気事業法
- ・ 電気用品安全法
- ・ 電気関係報告規則
- ・ 電力設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 電気工事士法
- ・ 電気通信事業法
- ・ 有線電気通信法
- ・ 公衆電気通信法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 計量法
- ・ クレーン等安全規則及びクレーン構造規格
- ・ ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・ 道路法
- ・ 都市計画法
- ・ 消防法
- ・ 水道法
- ・ ガス事業法
- ・ 建築基準法

- ・ 毒物及び劇物取締法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 建設業法
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ・ 製造物責任法
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ 特定化学物質障害予防規則
- ・ 大分市公共下水道条例
- ・ 大分市環境基本条例
- ・ 大分市防災会議条例
- ・ 大分市情報公開条例
- ・ 大分市個人情報保護条例
- ・ 大分市暴力団排除条例
- ・ その他関係する法令、条例、規則等

イ 基準、仕様等

共通（全て最新版とする。）

- ・ 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- ・ 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- ・ 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- ・ 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- ・ 下水道施設の耐震計算例（日本下水道協会）
- ・ 下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）
- ・ 水理公式集（土木学会）
- ・ コンクリート標準示方書（土木学会）
- ・ 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- ・ 業務委託一般仕様書・業務委託特記仕様書（日本下水道事業団）
- ・ 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針
 - ・ 同マニュアル（日本下水道事業団）
- ・ 日本工業規格（JIS）

- ・ 日本下水道協会規格（JSWAS）
- ・ 鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説（日本建築学会）
- ・ 土木製図基準（土木学会）
- ・ 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修
土木構造物設計ガイドライン（全日本技術協会）
- ・ 設計業務等共通仕様書（第1編 共通編）
【大分市契約監理課工事検査室】
- ・ 設計業務等共通仕様書（第1編 共通編を除く）
【大分県農林水産部、土木建築部】
- ・ 測量業務等共通仕様書（第1編 共通編）
【大分市契約監理課工事検査室】
- ・ 測量業務等共通仕様書（第1編 共通編を除く）
【大分県農林水産部、土木建築部】
- ・ 地質調査業務等共通仕様書（第1編 共通編）
【大分市契約監理課工事検査室】
- ・ 地質調査業務等共通仕様書（第1編 共通編を除く）
【大分県農林水産部、土木建築部】
- ・ 下水道管渠実施設計業務委託一般仕様書
- ・ その他関係する規格、基準、要領、指針等

管路施設等工事（全て最新版とする。）

- ・ 下水道管路施設設計の手引（日本下水道協会）
- ・ 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- ・ 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- ・ トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
- ・ 道路技術基準通達集（国土交通省）
- ・ 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- ・ 道路土工-仮設構造物工指針（日本道路協会）
- ・ 道路土工-擁壁工指針（日本道路協会）
- ・ 道路土工-カルバート工指針（日本道路協会）
- ・ 共同溝設計指針（日本道路協会）
- ・ 水門鉄管技術基準（電力土木技術協会）
- ・ 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- ・ 都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル（財鉄道総合技術研究所）
- ・ 大分市路面復旧指針

- ・ 大分市開発行為及び盛土等指導要綱
- ・ 大分市公共ます設置要綱
- ・ 大分市土木工事共通仕様書（共通編総則）

【大分市契約監理課工事検査室】

- ・ 土木工事共通仕様書 下水道編【大分市上下水道局総務課契約監理室】
- ・ 大分県土木工事共通仕様書（共通編総則を除く）【大分県土木建築部】
- ・ 区画線設置工事共通仕様書 【大分県土木建築部】
- ・ 下水道土木工事の施工管理基準及び規格値

【大分市上水道局総務課契約監理室】

- ・ 土木工事の施工管理基準及び規格値【大分県土木建築部】
- ・ 土木工事施工管理の手引【大分県土木建築部】
- ・ 大分市下水道設計標準図
- ・ 大分市下水道設計基準
- ・ 大分市道路埋設標準定規
- ・ 三佐地区公共下水道整備事業特記仕様書
- ・ その他関係する規格、基準、要領、指針等

ウ 各許可申請・届出等

本事業に関連する関係機関への各許可申請及び届出等のうち、現時点で想定されるものは表4-1のとおりである。局が定める時期までに事業者は必要な資料を作成し、局へ提出すること。

表4-1 各許可申請及び届出等一覧

区 分	申請・届出の名称	提 出 先		備 考
道路使用等	道路占用許可申請書及び道路通行制限	県道	局 下水道整備課	
		市道	局 下水道整備課	
	道路工事届出書	大分市東消防署		
	道路工事等協議書	大分東警察署、大分市東消防署		
河川占用等	河川占用許可申請書	局 下水道整備課		
建設リサイクル法関連	再資源化通知書	局 下水道整備課		
特定建設作業	特定建設作業実施届出書	大分市環境部環境対策課		
土砂条例関連	特定事業許可申請書	局 下水道整備課		
下水道	工事照会	局 下水道施設管理課		
上水道	工事照会	局 水道維持管理課		
工業用水道	工事照会	大分県企業局 工務課		
ガス	下水道工事施行協議書	大分ガス㈱ 大分営業所		
通信	工事照会	NTT 西日本		
電気	工事照会	九州電力送配電㈱ 大分配電事業所		

(2) 一般事項

ア 設計業務

① 業務の対象

設計企業は要求水準書に規定した仕様又は同等以上の仕様を提案し設計を行い、設計図書を作成するものとする。

② 業務の範囲

1) 設計企業は、設計業務の遂行にあたり、局と協議のうえ進めるものとし、その内容について、その都度書面(打ち合せ記録簿)に記録し相互に確認する。また、設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。

2) 工事の遂行にあたり必要となる事業説明、準備調査(周辺家屋影響調査等)などの近隣住民との対応・調整については、局と協議のうえ、行うものとする。

3) 設計企業は、詳細設計終了時までには工事費積算内訳書を作成し、局に提出すること。(変更に伴う設計変更も含む)なお、書式等については、局と協議して定めるものとするが、積算内訳書の作成にあたっては4 (1) 関係法令及び基準・仕様書等を参考とし、全て見積り時点での最新版を適用すること。なお、解釈に関して基準等の間で相反する等疑義が生じた場合、別途、局と協議のうえ、適否について決定すること。

③ 費用の負担

本業務の検査等に伴う必要な費用は、原則として設計企業の負担とする。

④ 法令等の遵守

設計企業は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

⑤ 中立性の保持

設計企業は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

⑥ 秘密の保持

設計企業は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

⑦ 公益確保の責務

設計企業は、業務を行うにあたっては、公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

⑧ 適用基準

本業務を行うにあたっては、4 (1) 関係法令及び基準・仕様等を適用するものとする。なお、いずれも設計時点において最新の版を用いるものとし、本事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応等について協議を行うものとする。

⑨ 設計業務体制

設計業務を行う体制は、「募集要領」の1 (2) 設計企業の応募資格要件によるものとする。

⑩ 業務計画書

設計企業は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規

定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に業務計画書を作成し局に提出しなければならない。

⑪ 調査

1) 資料の収集

- ・ 業務上必要な資料（街区基準点・境界確定図等含む。）、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公庁、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。また、街区点・境界点等は現地踏査の際、記録を作成し施工終了後、亡失している点等は復元をするものとする。
- ・ 測量調査については、設計施工に必要な路線測量（縦断測量・横断測量）を行うものとする。

2) 現地踏査

本事業の設計対象区域において踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

3) 現場環境調査

道路状況、周辺状況を現地にて把握し、工事の実施における制約条件を確認しなければならない。

4) 地下埋設物調査

本事業の設計対象区域において、水道、下水道、一般排水管、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が所有する資料と照合し、確認しなければならない。

5) 公私道調査

道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

6) 業務履行中の安全確保

調査実施にあたっては関係法規を遵守するとともに、共通仕様書等に基づき、作業中の安全に留意しなければならない。

⑫ 参考資料の貸与

局は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量成果簿、土質調査資料、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続によって貸与する。また、貸与された関係資料は厳重に整理保管し、設計内容及びそれに伴う関係資料は外部にもらすことなく業務完了後、速やかに返還するものとする。

⑬ 詳細設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には局の承認を得なければならない。

1) 位置図

位置図（ $S=1/2,500 \sim 1/5,000$ ）は、地形図に施工箇所を記入すること。

2) 平面図

平面図（ $S=1/500$ ）は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、マンホール及び立孔の位置、管きよの区間番号、形状、管径、勾配、区間距離及び管きよの名称等を記入する。

3) 詳細平面図

詳細平面図（ $S=1/50\sim 1/100$ ）は主要な地下埋設物輻輳箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等特に詳細図を必要とし、局が指示する場合に平面図及び断面図を作成する。

4) 縦断面図

縦断面図（ $S=$ 縦 $1/100$ 、横 $1/500$ ）は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、マンホールの種別及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管きよの位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよの名称等を記入する。

5) 横断面図

横断面図（ $S=1/50\sim 1/100$ ）は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、管底高及び主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよの名称又は横断位置の名称等を記入する。

6) 構造図

構造図（ $S=1/10\sim 1/100$ ）は、縦断面図と同一記号を用いて構造図を作成する。特殊な布設構造図、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越、特殊な形状のマンホール及び柵等特に構造図を必要とし、仕様書に明記されているもの。

7) 仮設図

仮設図（ $S=1/10\sim 1/100$ ）は、次の要領で記入する。仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床堀高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

⑭ 各種計算

管きよ、管基礎、推進力及び構造計算、仮設計算、補助工法、耐震設計等の計算に当たっては、局と十分打ち合せの上、計算方針を確認して行わなければならない。

⑮ 数量計算

土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法等材料別に数量を算出する。

⑯ 工法比較検討書

工法比較検討は設計対象路線の詳細な工法別の比較検討を行うものとする。

⑰ 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。

⑱ 照査

- 1) 業務計画書作成時において、局と協議のうえ照査計画を策定し提出すること。
- 2) 業務打ち合せ時には、管理技術者の確認を受け随時局へ報告すると共に業務完了時には、照査報告書として取りまとめ、照査技術者の署名押印のうえ管理技術

者に交付すること。

⑱ 照査事項

設計企業は、設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- 1) 基本条件の確認内容について
- 2) 比較検討の方法及びその内容について
- 3) 設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について
- 4) 計算書（構造計算書、容量計算書、数量計算書、耐震設計計算書等をいう。）について
- 5) 計算書と設計図の整合性について

⑳ 書類の提出

設計企業は、設計業務の実施に際し、以下の書類を局に提出し確認を得るものとする。

【業務着手時】

- 1) 委託業務着手届
- 2) 業務工程表
- 3) 管理技術者届(経歴書等を添付のこと)
- 4) 職務分担表

【業務完了時】

- 1) 委託業務完了届
- 2) 成果品納品書

㉑ 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。ただし、これによりがたい場合は別途協議するものとする。

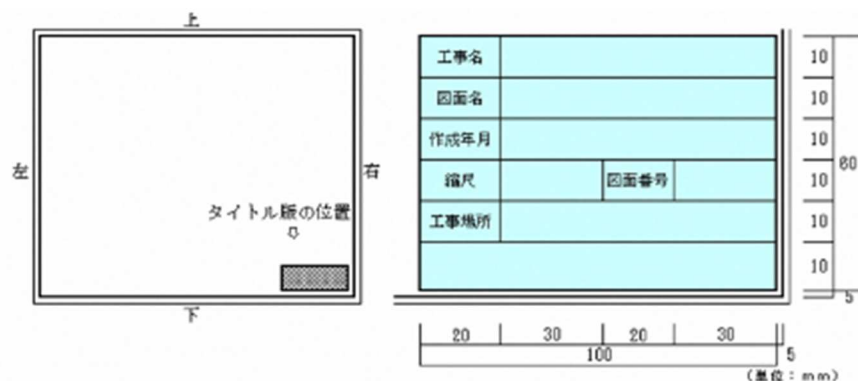
- 1) 位 置 図 1/2,500～1/5,000
- 2) 施 設 平 面 図 1/500
- 3) 詳 細 平 面 図 1/50～1/100
- 4) 縦 断 面 図 縦 1/100 、 横 1/500
- 5) 横 断 面 図 1/50～1/100
- 6) 構 造 図 1/10～1/100
- 7) 仮 設 図 1/10～1/100
- 8) 水 理 計 算 書
- 9) 構 造 計 算 書(耐震設計計算書を含む)
- 10) 数 量 計 算 書
- 11) 報 告 書
- 12) 工法比較検討書
- 13) 特 記 仕 様 書
- 14) 打合わせ記事録

15) その他の資料

設計に伴って収集・調査した資料及びその他申請等に関する資料

16) 電子納品

- ・本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、測量等の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、事前協議で決定したファイルフォーマットで形成されたものを指す。
- ・成果品は、従来の成果品（紙ベース）原図1部及び写し1部に加えて、事前協議に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で1部提出する。特段の理由があり作成できない場合は、調査職員と協議するものとする。
- ・電子納品に対応するための措置については、大分県電子納品ガイドライン、国の機関が制定した「電子納品運用ガイドライン」、各種「要領」「基準」を参考にするものとする。参考：「電子納品に関する要領・基準」については、<http://www.cals-ed.go.jp/> にて掲載している。
- ・成果品の提出の際には、事前協議の内容のファイルになっているかチェックを行い、エラーがない事を確認した後ウイルス対策を実施したうえで提出すること。



図面のタイトル版の内容等の記入方法（位置・様式・寸法）

②② コスト縮減調書

業務実施にあたり、コスト縮減の観点から形状、構造、使用材料、施工方法等において新たな工法等について検討を行い、該当の有無についてコスト縮減調書に取りまとめ提出すること。

②③ 建設副産物対策

設計業務共通仕様書第1209条第9項に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

②④ 完成検査等

出来形検査、完成検査は、以下に基づき実施すること。

【出来形検査】

- 1) 設計企業は、部分払いの請求を行うときは、出来形検査を受けること。
- 2) 設計企業は、部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に設計の

出来形に関する資料を作成し、局に提出すること。

- 3) 出来形検査は、局及び設計企業の臨場のうえ、工事目的物を対象とした設計の出来形に関する資料の検査を行うものとする。

【完成検査】

- 1) 設計企業は、工事目的物を対象とした設計の完成検査の要件を満たした委託業務完了届を局に提出すること。
 - ・ 要求水準書等に示されるすべての業務が完成し、成果品を納入していること。
 - ・ 契約変更を行う必要が生じた業務においては、最終変更契約を局と締結していること。
- 2) 完成検査は、局及び設計企業の臨場のうえ、工事目的物を対象とした設計の成果品の検査を行うものとする。

②⑤ 工程管理

設計企業は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

②⑥ 履行報告

設計企業は、業務の履行にあたり、履行状況報告を作成し、調査職員に提出するものとする。提出時期については、調査職員と協議のうえ業務計画書において策定すること。

②⑦ 業務カルテの作成、登録

設計企業は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に調査職員にメール送信されるため別途提出の必要はない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから局にメール送信し、速やかに局の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

②⑧ 成果品の審査及び納品

- 1) 設計企業は、成果品完成後に調査職員の成果品の審査を受けなければならない。
- 2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、速やかに訂正しなければならない。
- 3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、局の検査員の検査合格をもって、業務の完了とする。

4) 業務完了後において、明らかに設計企業の責に伴う業務のかしが発見された場合、設計企業は速やかに当該業務の修正を行わなければならない。

②⑨ 関係官公庁等との協議

設計企業は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意を持ってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

③⑩ 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、設計企業の申請による。

③⑪ 疑義の解釈

本書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本書に定めのない事項については局と設計企業が協議の上、これを定める。

③⑫ 打ち合せ

設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、局と設計企業は打ち合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

③⑬ 設計上の疑義

設計上疑義が生じた場合は、局との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

③⑭ 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

③⑮ 事業計画図書の確認

設計企業は、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

③⑯ 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

③⑰ 留意事項

1) 各許可申請及び届出等への対応

占用協議の申請に必要な検討、計算、図書の作成、事前協議等は局に確認したうえで、局が定める時期までに設計企業が提出すること。

2) 会計実地検査対応の支援

本事業は交付金事業であることから、設計企業は局の要求する書類を所定の時期までに局に提出し、会計実地検査対応の支援を行うこと。

3) その他

工事内容に関する近隣対策・苦情対応及び本事業を実施する上で必要な関連業務については、設計企業の責任をもって対応すること。

④① ウィークリースタンスへの取組み

本業務は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあたっては、大分県が HP で公表している「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、事業者と局が相互に協力し取り組むものとする。

イ 施工監理業務

① 業務の対象

設計企業は、自ら設計した内容に基づき、管路等の工事の監理を行うものとする。

② 業務の範囲

設計企業は、次頁に示す表 4-2 の業務内容のうち“対象”について、自己の責任において実施するものとする。

③ 中立性の保持

設計企業は、中立性を保持しなければならない。

④ 適用基準

本業務を行うにあたっては、4（1）関係法令及び基準・仕様等を適用するものとする。なお、いずれも施工監理時点においての最新の版を用いるものとし、本事業期間中に改訂された場合は改定内容への対応等について協議を行うものとする。

⑤ 施工監理業務体制

1）設計企業の、施工監理業務を行う体制は、「募集要領」の 1（2）設計企業の応募資格要件によるものとする。

2）施工監理技術者は、施工監理実施時などにおいて問題が発生した場合、概ね 2 時間以内で現地対応が可能であること。

表 4-2 業務内容一覧（施工監理業務）及び、局と設計企業の作業分担

業務項目	業務内容	局	設計企業
1.業務着手手続	着手手続	●	●
2.共通業務	(1) 三者協議	●	●
	(2) 設計図書の確認	●	●
	(3) 工事内容・工程の確認		●
	(4) 定例及び臨時会議	●	●
	(5) 出来形の確認・出来形検査の立会		●
	(6) 工事完了の確認・竣工検査の立会	●	
	(7) 工事関係書類の確認		●
	(8) 設計図書(初回・変更・完了)の作成	●	
	(9) 住民への説明(公共ます設置位置の確認) 費用負担金の説明(受益者負担金、排水設備工事費、下水道使用料説明) 「ます設置依頼書」の記入依頼と回収		●
3.仮設工事	(1) 施工計画書の確認		●
	(2) 施工(変位量の変化、推移等)の確認		●
	(3) 濁水処理水質、排水先の確認	●	
	(4) 仮設工(商用電力、水替え状況)の確認		●
4.土工事	(1) 施工計画書の確認		●
	(2) 掘削工事の確認		●
	(3) 埋戻し、盛土工事、転圧回数など工法規定に対する実施状況の確認		●
	(4) 水替方法(地下水、地盤変位)の確認		●
	(5) 残土処分、処分先の確認	●	
	(6) 基礎の出来形の立会、確認		●
5.管布設工事	(1) 施工計画書の確認		●
	(2) 管布設の確認		●
	(3) 汚水柵位置の確認		●
	(4) マンホール位置の確認		●
	(5) 出来形の立会、確認		●
6.推進工事	(1) 施工計画書の確認		●
	(2) 立坑位置の立会・確認		●
	(3) 推進管理(寸法、規格、測量、推力)の確認		●
	(4) 注入管理の確認		●
	(5) 出来形の立会、確認		●
7.薬液注入工事	(1) 施工計画書の確認		●
	(2) 注入材の数量、ゲルタイム、注入量の確認		●
	(3) 周辺環境の pH 管理確認	●	
	(4) 削孔長の確認		●
	(5) 地盤改良の立会、確認		●
8.付帯工事	(1) 施工計画書の確認		●
	(2) 殻処分、処分先の確認	●	
	(3) 支障物件撤去、再設置の確認	●	
	(4) 出来形の立会、確認		●
	(5) 舗装、路盤等の確認		●
9.業務完了	完了手続	●	●

⑥ 業務計画書

設計企業は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に業務計画書を作成し局に提出しなければならない。

⑦ 書類の提出

設計企業は、施工監理業務の実施に際し、以下の書類を局に提出し確認を得るものとする。

【業務着手時】

- 1) 業務工程表
- 2) 監理技術者届(経歴書等を添付のこと)
- 3) 緊急連絡体制
- 4) 施工監理（出来形の基準及び規格値等）

【施工時】

- 1) 業務記録誌
- 2) 施工監理業務報告書

【業務完了時】

- 1) 委託業務完了通知書

⑧ 完成検査等

出来形検査、完成検査は、以下に基づき実施すること。

【出来形検査】

- 1) 設計企業は、部分払いの請求を行うときは、出来形検査を受けること。
- 2) 設計企業は、部分払いの請求を行うときには、前項の検査を受ける前に建設企業が工事の出来形検査を受けた工種に対し、施工監理業務報告書等の出来形に関する資料を作成し、局に提出すること。
- 3) 出来形検査は、局及び設計企業の臨場のうえ、建設企業が工事の出来形検査を受けた工種に対し、施工監理業務報告書等の出来形に関する資料の検査を行うものとする。

【完成検査】

- 1) 設計企業は、建設企業が完成検査の要件を満たした工事完成届に基づき、実施した施工管理業務の委託業務完了届を局に提出すること。
 - ・ 要求水準書等に示されるすべての業務が完成していること。
 - ・ 契約変更を行う必要が生じた業務においては、最終変更契約を局と締結していること。
- 2) 完成検査は、局及び設計企業の臨場のうえ、建設企業が提出した工事完成届に基づき実施した施工監理の業務内容等の検査を行うものとする。

⑨ 履行報告

設計企業は、業務の履行にあたり、履行状況報告を作成し、調査職員に提出するものとする。提出時期については、調査職員と協議のうえ業務計画書にお

いて策定すること。

⑩ 業務カルテの作成、登録

設計企業は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に調査職員にメール送信されるため別途提出の必要はない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから局にメール送信し、速やかに局の確認を受けた上で登録機関に登録申請しなければならない。

⑪ 疑義の解釈

本書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本書に定めのない事項については局と設計企業が協議の上、これを定める。

⑫ 打ち合せ

設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、局と設計企業は打ち合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

⑬ 設計上の疑義

設計上疑義が生じた場合は、局との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

⑭ 留意事項

会計実地検査対応の支援

・本事業は交付金事業であることから、設計企業は局の要求する書類を所定の時期までに局に提出し、会計実地検査対応の支援を行うこと。

ウ 工事施工

① 工事施工の対象

建設企業は、設計企業が設計した内容に基づき、管路等の工事を行うものとする。

② 工事施工の範囲

- 1) 建設企業は、工事を自己の責任において施工するものとする。
- 2) 工事の施工にあたり、必要となる工事説明、準備調査(周辺家屋影響調査等)などの近隣住民との対応・調整については、局と協議のうえ、行うものとする。
- 3) 仮設、施工方法等、工事を行うために必要な一切の業務手段については、建設企業が自己の責任において行うものとする。
- 4) 工事の施工に伴う工事用電力や現場事務所、作業ヤード等の土地使用に伴う費用については建設企業の負担とする。
- 5) 建設企業は、局と協議のうえ、工事着手前に工期を明示した施工計画書(工事全体工程表を含む)を作成し、局に提出するものとし、工程表記載の日程に従い、工事に着手し、工事を施工するものとする。
- 6) 建設企業は、工事期間中、現場事務所に工事記録を常備するものとする。
- 7) 建設企業は、局に対し、現場代理人等を通じて工事の進捗状況を定期的に報告するものとし、局は、工事の進捗状況及び内容について、随時建設企業に確認できるものとする。
- 8) 建設企業は、局が発注した、その他の工事との調整を率先して行い、その他の工事の円滑な施工に協力すること。
- 9) 建設企業は、周辺環境に影響を及ぼさないよう配慮し、工事に起因した苦情等は、速やかに対応し、局へ報告すること。
- 10) 公共ますの設置は、局の承諾書類の確認及び関係者との立会後に施工すること。

③ 適用基準

本業務を行うにあたっては、4(1)関係法令及び基準・仕様等を適用するものとする。なお、いずれも工事施工時点において最新版を用いるものとし、本事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応等について協議を行うものとする。

④ 工事施工体制

工事施工を行う体制は、「募集要領」の1(3)建設企業の応募資格要件によるものとする。

⑤ 工事関係書類の提出

【着工時】

- 1) 工事着手届
- 2) 工程表
- 3) 現場代理人等選任届(資格者証等を添付のこと)
- 4) 建設業退職金共済制度証紙購入確認書等
- 5) 建設労災補償共済等加入確認書
- 6) 労働保険加入確認書

7) 施工計画書(全体及び詳細工程を含む)

【施工中】

- 1) 各種試験結果報告書
- 2) 各種出荷証明
- 3) 工事履行報告書
- 4) 工事打ち合せ簿
- 5) 確認立会い願

【完成時】

- 1) 工事完成届
- 2) 完成図書（出来形管理図表、品質管理図表等）
- 3) 工事写真（着工前及び完成写真、施工状況写真、出来形管理写真、品質管理写真、安全管理写真）
- 4) 完成写真（着工前及び完成写真）（許可書完了届用）
- 5) 各種検査試験成績書及び納品書
- 6) 竣工図（工事完成図一式）
- 7) 上記図書等の電子媒体
- 8) 管理引継ぎに必要な図書

注記)

- ・その他、法令等に基づき必要とする書類や局が必要とする書類の提出を求めることがある。
- ・工事に係る各段階で必要となる官公庁等への届出、申請、手続き書類は、局と協議のうえ、互いに協力し作成する。

⑥ 完成検査等

中間検査、出来形検査、完成検査は、以下に基づき実施すること。

【中間検査】

- 1) 各年度の本工事区間内で供用開始が必要な一部区間において、中間検査を実施することができる。
- 2) 各年度の完成検査、出来形検査前において、重要構造物等の不可視部分の検査を実施することができる。

【出来形検査】

- 1) 建設企業は、部分払いの請求を行うときは、出来形検査を受けること。
- 2) 建設企業は、部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来形に関する資料を作成し、局に提出すること。
- 3) 出来形検査は、局及び建設企業の臨場のうえ、工事目的物を対象として工事の出来形に関する資料と対比し、以下に掲げる検査を行うものとする。
 - ・工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ等
 - ・工事管理状況に関する書類、記録及び写真等
- 4) 局が修補の必要があると認め、期限を定めて修補の指示を行う場合、建設

企業の負担で、これに応じること。

【完成検査】

- 1) 建設企業は、工事完成検査の要件を満たした工事完成届を局に提出すること。
 - ・ 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
 - ・ 局が修補その他必要な措置を講じることを請求したとき、局の請求した措置が完了していること。
 - ・ 設計図書により義務付けられた工事写真、完成図書、工事完成図等の資料の整備がすべて完了していること。
 - ・ 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を局と締結していること。
 - 2) 完成検査は、局及び建設企業の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下に掲げる検査を行うものとする。
 - ・ 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ等
 - ・ 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等
 - 3) 局が修補の必要があると認め、期限を定めて修補の指示を行う場合、建設企業の負担で、これに応ずるものとし、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間は、契約書に規定する期間に含めないものとする。
- ⑦ 作業日及び作業時間について
- 1) 本工事は、現場閉所型週休2日制（月単位）の対象工事である。
工事は、原則昼間作業とし、通勤通学時間帯の作業は避けること。
 - 2) 実施にあたっては、「大分市上下水道局週休2日工事実施要領（土木・配水管布設工事編）」によること。詳細は、大分市上下水道局ホームページ内（<http://www.city.oita.oita.jp/o222/05syuukyuu2nichi.html>）に掲載している。
- ⑧ 工事の周知について
- 工事着手前に必ず施工方法等について、地元住民及び関係機関に説明し、施工すること。
- ⑨ 施工中の安全確保及び環境保全について
- 1) 関係法令等によるほか「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い、工事の施工に伴う災害の防止及び環境の保全を行うこと。また、工事に伴い発生する廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資源化等に関する法律」を遵守すること。
 - 2) 施工中の安全確保に関しては、「土木工事安全施工技術指針」及び「建設機械施工安全技術指針」により常に工事の安全に留意して現場管理を行うこと。
 - 3) 本事業箇所は、住宅が多く生活環境を保全する必要があるため、管渠工（開削）、取付管及びます工、付帯工において、「建設工事に伴う騒音振動対策技

術指針」に基づき、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に指定された低騒音型建設機械を使用すること。

- 4) 工事施工の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努め、各種規制基準等を遵守すること。

⑩ 安全対策等について

- 1) 通学路等になっている路線の工事を施工する際には、事前に関係機関と協議し、安全確保に努めること。
- 2) 通行者及び一般車両はもとより、高齢者、障害者等への危険防止や安全性の確保について、十分な対策を講ずること。
- 3) 工事材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分協議のうえ、交通安全管理を行うこと。
- 4) 既存部分に汚染又は損傷を与える恐れのある場合は養生を行うこと。万一損傷等を与えた場合は、建設企業の責任において速やかに修復等の処置を行うこと。また、本事業の工事により処理場・ポンプ場等の運転管理に支障を生じさせた場合は、局に復旧計画書を提出し、その承諾を得た上で、建設企業の負担により速やかに復旧すること。
- 5) 安全教育及び安全訓練等を月1回、半日以上実施し、その記録を書類等により整備すること。また、新規入場者には現場状況を反映した安全教育を行うこと。

⑪ 災害時の安全確保について

災害又は事故が発生した場合には、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、第一報をただちに局に報告し、その経緯を当日中に報告すること。

⑫ 保険

建設企業は、工事を適正に遂行するにあたり、各種保険等に参加した場合は、工事着手前に保険契約を締結したことを証明する書面(証紙等)の写しを局に提出すること。

⑬ 近隣対策

- 1) 建設企業は、自己の責任において、近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲で近隣対策を実施すること。
- 2) 施工方法、工程計画は関係機関等に対し事前に周知すること。
- 3) 建設企業は、近隣への対応について、事前及び事後に、その内容及び結果を局に報告すること。

⑭ 工事实績情報の登録

建設企業は、工事实績情報として「工事カルテ」を作成後、工事实績情報システム(コリンズ)へ登録の上、局に提出すること。

⑮ 施工体制台帳に係る書類について

「建設業法」第24条の7第1項及び「建設業法施行規則」第14条の2に基づき、施工体制台帳に係る書類及び工事作業所災害防止協議会兼施工体系図を作成し、その写しを局に提出すること。

⑯ 施工体制の点検

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第 15 条第 3 項により、局は施工体制について点検を求めることがある。

⑰ 労働福祉の改善等について

建設労働者の安定的な確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善を行うこと。

⑱ 環境物品等の調達の推進について

建設工事等に用いる資機材等は、「グリーン購入法」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の特定調達品目を使用するものとし、国土交通省における「環境物品等の調達の推進を図るための方針(調達方針)」に沿って、環境への負荷の少ない物品等の調達を行うこと。ただし、要求水準書において示されたものは除く。

⑲ その他

- 1) 「建設リサイクル法」に定める「対象建設工事」に該当しない場合においても、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施にあたっては、建設リサイクル法に準じ適正な措置を講ずること。
- 2) 建設労働者の福祉向上及び企業経営の安定のため、建設業労災保険制度の加入について配慮すること。
- 3) 建設労働者の確保及び適正な労賃の維持等による労働条件の改善を図るとともに、労働災害の防止に特段の注意を払うよう努めること。

⑳ 工程管理及び施工管理

- 1) 建設企業は、工事の進捗状況を管理・記録・把握するとともに、工事の進捗状況について局に報告すること。当該報告を踏まえ、局が行う進捗状況の確認に協力すること。
- 2) 建設企業は、本工事対象施設が詳細設計図書に適合するように施設の質の向上に努め、局に対する工事施工の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を行うこと。
- 3) 建設企業は、局に工事の進捗状況を毎月報告すること。

㉑ 施工図等の提出

建設企業は、本工事の施工にあたり、仕様書、施工図、計算書、施工計画書等を作成し、各施工の段階前に局に提出して確認を受けること。

㉒ 検査対応

建設企業は、工事を完成したときは、その旨を局に通知し、局は、速やかに検査を行うものとする。

建設企業は、局の検査に合格したときは、局の指示に従い、建設目的物の引き渡しを行うものとする。

㉓ 留意事項

会計実地検査対応の支援

- ・本事業は交付金事業であることから、事業者は局の要求する書類を所定の時期までに局に提出し、会計実地検査対応の支援を行うこと。

(3) 契約不適合責任

検査終了後、その結果に基づき、設計企業は成果物を、建設企業は工事目的物を局に対して引き渡しを行う。この場合の契約不適合責任の内容・条件は下記のとおりとする。

なお、委託契約か請負契約かを問わず、いずれかの事業契約の契約不適合により損害が生じたと認められるものの、いずれの事業契約に係る契約不適合によるものであるかが明らかでない場合においては、設計企業、建設企業の双方が当該損害にかかる損害賠償責任を負うものとする。また、このような場合においては、代表構成員は、速やかに且つ適法に契約不適合の状態を解消する義務を負うものとし、これに要する費用および賠償責任の内部的な分担についても、その責任をもってこれを解決する義務を負うものとする。

加えて、設計企業、建設企業は、それぞれ本項目に記載する責任のほか、基本協定及び事業契約に定める債務不履行責任を負う。

① 設計の契約不適合責任

- 1) 局は引き渡された成果物に関し、設計業務委託契約書（案）第31条第3項又は第4項（第37条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引き渡し（以下①において単に「引き渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下①において「請求等」という。）をすることができない。
- 2) 1)の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して設計企業の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3) 局が1)に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下3）、6）及び③において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を設計企業に通知した場合において、局が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4) 局は、1)の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5) 1)～4)の規定は、契約不適合が設計企業の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する設計企業の責任については、民法の定めるところによる。

- 6) 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7) 局は、成果物の引き渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに設計企業に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、設計企業がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8) 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、局の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、局は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、設計企業がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

② 施工の契約不適合責任

- 1) 局は、引き渡された工事目的物に関し、建設工事請負契約書（案）第31条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引き渡し（以下②において単に「引き渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下②において「請求等」という。）を行うことができない。
- 2) 1)の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引き渡しの時、局が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、建設企業は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引き渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3) 1)及び2)の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、建設企業の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4) 局が1)又は2)に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、4)及び7)並びに③において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を建設企業に通知した場合において、局が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5) 局は、1)又は2)の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6) 1)～5)の規定は、契約不適合が建設企業の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する建設企業の責任については、民法の定めるところによる。
- 7) 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8) 局は、工事目的物の引き渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、1)

の規定にかかわらず、その旨を速やかに建設企業に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、建設企業がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 9) 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は局若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、局は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、建設企業がその材料又は指図の不适当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

③ 契約不適合の判定・補修

- 1) 契約不適合責任に要する経費は、事業者の負担とする。
- 2) 契約不適合責任期間中に生じた契約不適合は、事業者の負担とする。

別図1 三佐地区区割施設平面図

